

## 「一人親方用の労災特別加入について」

**一人親方は、特別に加入しておかないと、労災が利きません。**

(加入すれば、日本全国のどこの、建設現場でのケガにも国の労災保険の補償が受けられます。)

### ●「一人親方」の労災特別加入と当協会(建設業労災協会)早わかり●

〒528-0012  
滋賀県甲賀市水口町暁2-18  
滋賀県建設業労災協会  
労働保険番号25-1-04-938268-001  
TEL0748-62-6587  
FAX0748-62-6577  
MAIL nishida2@apricot.ocn.ne.jp

- ①、原則、労働者のみしか労災保険は利きません。
- ②、ただし、特別に加入を申請すれば、一人親方も加入できます。
- ③、一人親方の特別加入は、個人で労働局・監督署へは申請できません。
- ④、当協会では、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、福井、岐阜、三重に住所を有する一人親方の加入を取扱っています。
- ⑤、当協会で特別加入した場合、「加入者証」をお渡しさせて頂いております。財布などに入れて携帯しておけば、現場入場時等に簡単に特別加入していることが分かります。
- ⑥、特別加入すると、業務中の事故による負傷が労災認定されると、治療に関しては原則として、無料となります。  
休業補償は、給付基礎日額(報酬)1日3,500円から25,000円までの設定の中から自身で自由に選択できます。  
※労災認定後、収入が止まり、労務不能となれば、休業補償の申請時、その報酬の8割相当額が支給されることになります。
- ⑦、給付基礎日額(報酬)1日3,500円のコースですと年間保険料「21,718円」です。  
給付基礎日額(報酬)1日25,000円のコースですと年間保険料「155,125円」です。  
※年度途中の加入の場合、保険料は月割になります。
- ⑧、一人親方の特別加入は、業務中の事故は24時間労災補償されます。(労災認定された場合)
- ⑨、当協会は、建設業限定の一人親方の労災保険の加入、手続き業務のみを行っておりますので、労災保険に関するもの以外の費用の請求や、会合への参加、支部役員の依頼、機関誌の購入等の勧誘は一切ありませんため、業務に専念できます。 **※したがって、元請の現場に入るために、加入を義務付けられた方には当協会は最適です!**
- ⑩、当協会は、直営団体のため、中間手数料等を取られる心配がありません。
- ⑪、当協会特別加入すれば、労災事故にもすばやく対応!書類はすべて無料です。
- ⑫、当協会(滋賀県建設業労災協会)は、事故のときの労災手続き処理も原則として、すべて代行します。  
※その他、ご不明な点がございましたら、電話・メール等で遠慮なくお問合せください。

〒528-0012  
滋賀県甲賀市水口町暁2-18  
滋賀県建設業労災協会  
労働保険番号25-1-04-938268-001  
TEL0748-62-6587  
FAX0748-62-6577  
MAIL nishida2@apricot.ocn.ne.jp

# 「一人親方の労災特別加入までのながれ」

## 注意事項

原則として、一人親方の労災特別加入は、建設業労災協会が労働局(監督署)へ申請し、承認を得た場合、その翌日から適用になります。

したがって、特別加入適用となる前の事故に関しては、労災適用となりませんし、建設業労災協会としても一切責任を持ってませんので、ご注意ください。

①、様式1号…「入会届・事務委託書並びに誓約書」の書式を使用します。

↓

②、「記入例」をもとに、様式1号「入会届・事務委託書並びに誓約書」をご記入願います。

※掛金額は各自で決めていただくことになります。

↓

③、様式2号に添付書類で必要なのは、以下の書類を貼付ください。

※「住民票」か、「免許証コピー」いずれかを1枚

↓

④、上記書類の記入および添付書類が揃ったら、労災の特別加入が可能です。

↓

⑤、建設業労災協会へ、書類一式を上記宛先へ「郵送、FAXあるいはスキャンしてメールの添付ファイル」で、ご送付下さい。

※送付いただくもの……様式1号「入会届・事務委託書並びに誓約書」

様式2号「住民票」か、「免許証コピー」いずれかを1枚

↓

⑥、建設業労災協会で、申込用紙を受け取ったら、すぐに、会費および労災保険料の請求書と振込用紙を申込者に郵送しますので、指定口座へ保険料等を振り込んでいただきます。

※お急ぎの場合は、FAXさせていただきますのでお申出下さい。

※振込み時、法人名などで振り込まれる際は、申込用紙にその旨ご記入ください。

↓

⑦、入金確認後、提出書類に不備がない場合は、労働局(監督署)へ労災特別加入の申請をします。

↓

⑧、その後、一人親方の労災に加入した証拠の、「特別加入者証」を郵送にてお渡しさせていただきます。

20240119

2024年4月改定版

〒528-0012  
 滋賀県甲賀市水口町曉2-18  
 滋賀県建設業労災協会  
 労働保険番号25-1-04-938268-001  
 TEL0748-62-6587  
 FAX0748-62-6577  
 MAIL nishida2@apricot.ocn.ne.jp

## 建設業の一人親方特別加入者保険料早見表

0.017

希望する給付基礎 日額	労災に特別加入する月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>¥3,500</b>	¥21,718	¥19,908	¥18,098	¥16,288	¥14,478	¥12,669	¥10,859	¥9,049	¥7,239	¥5,429	¥3,620	¥1,810
<b>¥4,000</b>	¥24,820	¥22,752	¥20,683	¥18,615	¥16,547	¥14,478	¥12,410	¥10,342	¥8,273	¥6,205	¥4,137	¥2,068
<b>¥5,000</b>	¥31,025	¥28,440	¥25,854	¥23,269	¥20,683	¥18,098	¥15,513	¥12,927	¥10,342	¥7,756	¥5,171	¥2,585
<b>¥6,000</b>	¥37,230	¥34,128	¥31,025	¥27,923	¥24,820	¥21,718	¥18,615	¥15,513	¥12,410	¥9,308	¥6,205	¥3,103
<b>¥7,000</b>	¥43,435	¥39,815	¥36,196	¥32,576	¥28,957	¥25,337	¥21,718	¥18,098	¥14,478	¥10,859	¥7,239	¥3,620
<b>¥8,000</b>	¥49,640	¥45,503	¥41,367	¥37,230	¥33,093	¥28,957	¥24,820	¥20,683	¥16,547	¥12,410	¥8,273	¥4,137
<b>¥9,000</b>	¥55,845	¥51,191	¥46,538	¥41,884	¥37,230	¥32,576	¥27,923	¥23,269	¥18,615	¥13,961	¥9,308	¥4,654
<b>¥10,000</b>	¥62,050	¥56,879	¥51,708	¥46,538	¥41,367	¥36,196	¥31,025	¥25,854	¥20,683	¥15,513	¥10,342	¥5,171
<b>¥12,000</b>	¥74,460	¥68,255	¥62,050	¥55,845	¥49,640	¥43,435	¥37,230	¥31,025	¥24,820	¥18,615	¥12,410	¥6,205
<b>¥14,000</b>	¥86,870	¥79,631	¥72,392	¥65,153	¥57,913	¥50,674	¥43,435	¥36,196	¥28,957	¥21,718	¥14,478	¥7,239
<b>¥16,000</b>	¥99,280	¥91,007	¥82,733	¥74,460	¥66,187	¥57,913	¥49,640	¥41,367	¥33,093	¥24,820	¥16,547	¥8,273
<b>¥18,000</b>	¥111,690	¥102,383	¥93,075	¥83,768	¥74,460	¥65,153	¥55,845	¥46,538	¥37,230	¥27,923	¥18,615	¥9,308
<b>¥20,000</b>	¥124,100	¥113,758	¥103,417	¥93,075	¥82,733	¥72,392	¥62,050	¥51,708	¥41,367	¥31,025	¥20,683	¥10,342
<b>¥22,000</b>	¥136,510	¥125,134	¥113,758	¥102,383	¥91,007	¥79,631	¥68,255	¥56,879	¥45,503	¥34,128	¥22,752	¥11,376
<b>¥24,000</b>	¥148,920	¥136,510	¥124,100	¥111,690	¥99,280	¥86,870	¥74,460	¥62,050	¥49,640	¥37,230	¥24,820	¥12,410
<b>¥25,000</b>	¥155,125	¥142,198	¥129,271	¥116,344	¥103,417	¥90,490	¥77,563	¥64,635	¥51,708	¥38,781	¥25,854	¥12,927
<b>会費</b>	¥6,000	¥5,500	¥5,000	¥4,500	¥4,000	¥3,500	¥3,000	¥2,500	¥2,000	¥1,500	¥1,000	¥500
<b>事務管理費</b>	¥10,000	¥9,167	¥8,333	¥7,500	¥6,667	¥5,833	¥5,000	¥4,167	¥3,333	¥2,500	¥1,667	¥833

①、中途加入は保険料、会費、事務管理費が月割りになります。

②、新規入会時には、入会金10,000円が別途必要となります。

③、新規で10月加入ですと、3,500円の給付基礎日額で

保険料10,859円 + 会費3,000円 + 事務管理費5,000円 + 入会金10,000円 = 28,859円となります。

**記入例**

**入会届・事務委託書並びに誓約書**

滋賀県建設業労災協会々長 殿

※配偶者、親、子、兄弟も一人親方として、セットで加入させる方のみ、家族従

〒528-0012  
滋賀県甲賀市水口町水口2-18  
滋賀県建設業労災協会  
労働保険番号25-1-04-938268-001  
TEL0748-62-6587  
FAX0748-62-6577  
MAIL nishida2@apricot.ocn.ne.jp

1. 特別加入の申込

フリガナ 氏名	性別	生年月日	申込人 との 続柄	職 種	業務又は作業内容
シガタロウ 滋賀太郎	男・女	昭60.12.10 平	本人	配管工	給排水設備工事全般
希望する給付基礎日額 ↓ 下記のとおりあります。いずれかの希望額に○をつけてください。					
3,500円・4,000円・5,000円・6,000円・7,000円・8,000円・9,000円 10,000円・12,000円・14,000円・16,000円・18,000円・20,000円・22,000円・24,000円・25,000円					
特定業務従事歴の有無			特定業務従事期間		
粉じん作業を行う業務	有・無	有の場合⇒		年 月 ~ 年 月頃	
振動工具使用の業務	有・無	有の場合⇒		年 月 ~ 年 月頃	
鉛業務	有・無	有の場合⇒		年 月 ~ 年 月頃	
有機溶剤業務	有・無	有の場合⇒		年 月 ~ 年 月頃	
家族従事者	男・女	昭62.1.26 平	妻	配管工補助	給排水設備工事全般
シガハナコ 滋賀花子					
希望する給付基礎日額 ↓ 下記のとおりあります。いずれかの希望額に○をつけてください。					
3,500円・4,000円・5,000円・6,000円・7,000円・8,000円・9,000円 10,000円・12,000円・14,000円・16,000円・18,000円・20,000円・22,000円・24,000円・25,000円					
特定業務従事歴の有無			特定業務従事期間		
粉じん作業を行う業務	有・無	有の場合⇒		年 月 ~ 年 月頃	
振動工具使用の業務	有・無	有の場合⇒		年 月 ~ 年 月頃	
鉛業務	有・無	有の場合⇒		年 月 ~ 年 月頃	
有機溶剤業務	有・無	有の場合⇒		年 月 ~ 年 月頃	

2. 誓約事項

私は、建設業を営む一人親方のため、滋賀県建設業労災協会の会員として入会し、労災保険関係事務を委託したいので上記のとおり必要事項を記載し申込みいたします。併せて、滋賀県建設業労災協会に加入するにあたり、同協会の規約および労働保険特別加入事務処理規約ならびに災害防止規定を遵守するとともに、下記事項に違背した場合には、会員資格の取り消しならびに労災保険事務処理委託の解除がなされても一切異議の申立てを行わないことを誓約いたします。

1. 協会規約第36条の入会金ならびに第37条の会費が、指定日までに納入されないとき。
2. 労働保険特別加入事務処理規約第7条第2項の労働保険料が、指定日に納入されないとき。
3. 本会に提出すべき一切の書類の記載事項に、故意に事実と相違した内容の記載が判明したとき。

令和 5年 4月 1日

連絡の取れる電話番号をご記入ください。

〒528-1234

住 所 滋賀県甲賀市水口町水口1234

事業所名

TEL → 090-1234-5678

FAX 0748-62-1234

氏 名 滋賀太郎

印

## 入会届・事務委託書並びに誓約書

滋賀県建設業労災協会々長 殿

〒528-0012  
滋賀県甲賀市水口町環2-18  
滋賀県建設業労災協会  
労働保険番号25-1-04-938268-001  
TEL0748-62-6587  
FAX0748-62-6577

### 1. 特別加入の申込

フリガナ 氏名	性別	生年月日	申込人 との 続柄	職 種	業務又は作業内容
	男・女	昭 平			
希望する給付基礎日額 ↓ 下記のとおりあります。いずれかの希望額に○をつけてください。					
3,500円 ・ 4,000円 ・ 5,000円 ・ 6,000円 ・ 7,000円 ・ 8,000円 ・ 9,000円 10,000円 ・ 12,000円 ・ 14,000円 ・ 16,000円 ・ 18,000円 ・ 20,000円 ・ 22,000円 ・ 24,000円 ・ 25,000円					
特定業務従事歴の有無			特定業務従事期間		
おしん作業を行う業務	有 ・ 無	有の場合⇒		年 月 ~ 年 月頃	
運搬工具使用の業務	有 ・ 無	有の場合⇒		年 月 ~ 年 月頃	
鉛業務	有 ・ 無	有の場合⇒		年 月 ~ 年 月頃	
有機溶剤業務	有 ・ 無	有の場合⇒		年 月 ~ 年 月頃	
家族従事者	男・女	昭 平			
希望する給付基礎日額 ↓ 下記のとおりあります。いずれかの希望額に○をつけてください。					
3,500円 ・ 4,000円 ・ 5,000円 ・ 6,000円 ・ 7,000円 ・ 8,000円 ・ 9,000円 10,000円 ・ 12,000円 ・ 14,000円 ・ 16,000円 ・ 18,000円 ・ 20,000円 ・ 22,000円 ・ 24,000円 ・ 25,000円					
特定業務従事歴の有無			特定業務従事期間		
おしん作業を行う業務	有 ・ 無	有の場合⇒		年 月 ~ 年 月頃	
運搬工具使用の業務	有 ・ 無	有の場合⇒		年 月 ~ 年 月頃	
鉛業務	有 ・ 無	有の場合⇒		年 月 ~ 年 月頃	
有機溶剤業務	有 ・ 無	有の場合⇒		年 月 ~ 年 月頃	

### 2. 誓約事項

私は、建設業を営む一人親方のため、滋賀県建設業労災協会の会員として入会し、労災保険関係事務を委託したいので上記のとおり必要事項を記載し申込みいたします。併せて、滋賀県建設業労災協会に加入するにあたり、同協会の規約および労働保険特別加入事務処理規約ならびに災害防止規定を遵守するとともに、下記事項に違背した場合には、会員資格の取り消しならびに労災保険事務処理委託の解除がなされても一切異議の申立てを行わないことを誓約いたします。

1. 協会規約第36条の入会金ならびに第37条の会費が、指定日までに納入されないとき。
2. 労働保険特別加入事務処理規約第7条第2項の労働保険料が、指定日に納入されないとき。
3. 本会に提出すべき一切の書類の記載事項に、故意に事実と相違した内容の記載が判明したとき。

令和    年    月    日

〒  
住 所  
事業所名  
TEL  
FAX  
氏 名

印

様式2号

〒528-0012  
滋賀県甲賀市水口町藤2-18  
滋賀県建設業労災協会  
労働保険番号25-1-04-938268-001  
TEL0748-62-6587  
FAX0748-62-6577

様式1号とともに、下記に住民票か免許証コピーを貼付の上、一緒に送付ください。

住民票、免許証コピー 貼付欄